

食品安全モニターからの随時報告（平成 25 年 1 月～3 月分）

－ 報告に対する関係省庁等からの回答 －

1 テーマ別の報告件数

- 平成 25 年 1 月中に 14 件、2 月中に 15 件及び 3 月中に 27 件の報告がありました。
- 今回の集計期間中のテーマ別報告件数は以下のとおりです。

テーマ	1 月	2 月	3 月	計
生食肉	0	2	0	2
リスクコミュニケーション	4	1	2	7
食品表示	5	5	7	17
食物アレルギー	1	2	3	6
食中毒	1	2	2	5
その他	3	3	13	19
合計	14	15	27	56

（注）複数の分野に関係する報告を含む場合については、その報告において主たる報告と考えられる分野に分類しています。

- 1 受け付けた随時報告は、次の①～③に該当するものを関係省庁等に回答を求めています。（本資料に掲載している報告）
- ① これまでにない新たな報告内容
 - ② 重篤で広範囲にわたる健康影響に発展する可能性が含まれるもの
 - ③ その他具体的で実現可能性が高いと考えられるものが特に含まれるもの

※ なお、過去に報告いただいた内容等については、全て食品安全委員会ホームページの「食品安全モニターからの報告」に掲載しています。

また、「食品安全総合情報システム」の「Q & A」では、キーワードから過去の回答も検索することもできます。

- 2 1 以外の報告についても、要旨を取りまとめて報告するとともに、要旨・本文を関係省庁等に対し行政施策の参考とするよう回付しています（参考参照）。

2 リスク管理機関又は食品安全委員会事務局に回答を求めた報告

■今回の集計期間中の報告のうち、その内容に関し、リスク管理機関等に対して回答を求めたものは、以下の3件です。

<生食肉>

- (1) 生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- (2) 衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

<リスクコミュニケーション>

- (3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。(214)【厚・農・消・食安】

■以下、それぞれについて、報告の全文とリスク管理機関又は食品安全委員会事務局からの回答を掲載します。

<生食肉>

- (1) 生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- (2) 衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

(兵庫県 男性 その他消費者一般)

(愛知県 女性 医療・教育職経験者)

(随時報告の個票)

タイトル		牛肉の生肉（ユッケ）パック販売について（225）	
提言の種類 (○をつける)			リスク評価（食品安全委員会）
		○	リスク管理（機関名：厚生労働省）
			リスクコミュニケーション（機関名： ）
			その他（ ）
提 言 内 容	1）現状・実態（事実）		
	一昨年の焼肉えびすの食中毒事件以降、牛肉の生食危険性が再認識され、厚生労働省など関係機関による規制も強化させた。		
	生レバーは完全に禁止されたが、ユッケに関しては一定基準を満たしての販売は可能であった。そして、最近では専用設備を持つ工場での加工済みパック詰めユッケを提供する店が増えてきている。		
	2）課題・問題点		
	そもそも 牛肉の生肉を食べる事は、食中毒の危険性がある。特に腸管出血性大腸菌などは、被害も大きく、死に至る事件も何度も起きている。今回のパック詰めユッケは、全国焼肉協会が、厚生労働省の規制基準をクリアする為に商品化させたものである。これまでは、各店舗が個別に商品の調理管理をしていたものを、全国規模で、集中管理させるものである。果たして、工場出荷から流通・保存・店舗提供までのルートを安全に管理できるのか疑問である。		
	3）1・2を踏まえた意見・提言		
生肉の提供が規制強化されたから、焼肉業者がその規制をクリアする策としてパック詰めが出たことは、決して生肉の危険性をゼロにするものではない。さらに、パック詰め後の流通ルートを管理する責任を徹底しないと、もっと重大な食中毒被害を招く恐れがある。今回のユッケパック詰め商品の販売は、事故が起こる前に何らかの規制をかけるのが、関係官省の義務である。			

タイトル		飲食店でのユッケ提供の再開について（230）	
提言の種類 （○をつける）			リスク評価（食品安全委員会）
		○	リスク管理（機関名：厚生労働省）
			リスクコミュニケーション（機関名： ）
			その他（ ）
提 言 内 容	1）現状・実態（事実）		
	2 5 年 2 月よりパックに入ったユッケを客側で開封して調味料などと混合して食す形での提供が開始された。衛生面で管理された工場で密封され、飲食店では調理する必要がないため、設備の整っていない店でもユッケを提供することが可能になった。		
	2）課題・問題点		
	パックのまま客に提供するため、見た目の悪さは避けられない。1 パックあたりの価格も従来提供していたユッケよりも高いので、今後今までと同じように店側が調理、盛り付けまでしてから提供する店も出現してくるかもしれない。		
	3）1・2を踏まえた意見・提言		
	牛肉を生食することの危険性を国の機関を通じて喚起していくことが必要だと思う。また客側・店側の両方にルールを守って食中毒を起こさないよう注意を促すことが有効だと思われる。		

225 及び 230 の報告に対する厚生労働省の考え方、今後の見通し等

<厚生労働省>

厚生労働省では、従来から牛肉の生食の危険性について注意喚起等を行ってきたところですが、一昨年の食中毒事件を受けて、生食用の牛肉について、食品衛生法に基づく基準を設定しました。この基準では、加工・調理の際の加熱処理等の規定に加え、保存の基準として4℃以下（冷凍させたものにあっては－15℃以下）での保管が義務付けられています。これらの規定は製造加工を行う事業者、流通業者、飲食店等の事業者全てに適用され、遵守しない場合には、罰則も規定されています。

食品の安全性確保は第一義的に事業者の責務であり、都道府県等において立入り調査等により監視指導を行っています。厚生労働省においても引き続き、都道府県等における監視指導の徹底を図っていきます。

なお、牛肉を生食することの危険性から、これらの基準を遵守したものであっても、子ども、高齢者などの抵抗力の弱い方は、生肉を食べないよう、また、食べさせないよう引き続き都道府県等を通じて周知を図っていきます。

<リスクコミュニケーション>

(3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。【厚・農・消・食安（勸）】

(兵庫県 男性 食品関係業務経験者)

(随時報告の個票)

タイトル	BSE 対策見直しの説明会 参加報告 (214)		
提言の種類 (○をつける)		リスク評価 (食品安全委員会)	
		リスク管理 (機関名：)	
	○	リスクコミュニケーション (機関名：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会)	
		その他 ()	
提 言 内 容	1) 現状・実態 (事実)		
	食品に関するリスクコミュニケーションということで、実態知るために BSE の大阪の説明会に参加した。安全性の評価判定の説明は明快であったが、経緯、なぜ今これをするのか、従来のままで何故いけないのか、検査体制は十分か、など運用管理の説明が不足していた。管理側は、規制緩和を推進することにのみ夢中になっている。		
	意見交換の場としては配慮されていたが、素人には発言しにくい雰囲気がある。業界や消費者運動活動家などの発言が多く、この人たちは内容、経緯をよく知っている。だから話のレベルがこの人たちに合わせられる。		
	2) 課題・問題点		
	講師は食品安全委員会事務局、厚生労働省、農水省であるが、それぞれよくまとめ、資料豊富であり申し分なしであった。問題は、省庁間の連携にある。評価と運用・管理が分かれるというのはいいが、その隙間を埋めるのは誰か。会合では冒頭に厚労省が見直し経緯をしゃべったが、不十分である。政策が関与しているような問題には、だれも発言しない。管理者側は運用することに集中する。食品はわかるが、飼料はわからない、医薬品のことも発言はできないなど、ちぐはぐである。出席の省庁の役割分担から理解はできるが、全体をカバーする立場の者がいる。		
	3) 1・2を踏まえた意見・提言		
	BSE 問題を国民の立場で、広範囲に捉えて、国民の安全を守ってゆくのは誰か。評価、運用と分けるのも一理あるが、それを超えて全体を総括してゆく部門がいる。広範囲ということは輸入、日米関係など外交上の問題も加味して判断することをいう。やはり、この機能は内閣府が保持すべきであろう。ただし、食品安全委員会とは言わない。		
	今回の会合の運営は厚労省がしていたが、普段、業界との接触ではなく、消費者		

との接触の多い省庁が担当するのが実態をよく知り、望ましいのではないか。今回の会合はだれのためのものか、会合の趣旨にもよる。

214 の報告に対する厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会事務局における考え方、今後の見通し等

<食品安全委員会事務局>

食品安全委員会では、リスク管理機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施して評価結果を通知しており、さらにリスク評価の結果に基づいて行われるべき施策についてリスク管理機関に勧告を行うことができます。

リスクコミュニケーションについては、リスク評価や安全性についてのグループディスカッションを取り入れた形式（ワークショップ形式）や質問しやすい雰囲気の中で専門家と意見交換を行う形式（サイエンスカフェ）、でも行うなど、積極的に取り組んでいるところです。ご意見も踏まえ、消費者を含めた関係者の理解が得られるように取り組んでまいります。国民の皆様にはリスク評価や食品の安全性に関する理解を深めていただくため、情報の共有や意見交換を行うリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいます。

また、リスクコミュニケーションが効果的に行われるよう、リスク分析の考え方や農薬、食品添加物、食中毒など、消費者の関心の高いテーマを中心に、意見交換会を行っています。そして、25年度からは、食品安全について体系的に学ぶことを目的として、食品安全委員会の委員を講師とした連続講座を行っています。

さらに、リスク評価等についてホームページやメールマガジンを始め、パンフレットや季刊誌の発行など丁寧で分かりやすい情報提供に努めるとともに、意見交換会等で用いた資料や説明・意見交換の概要についてもホームページに掲載しています。

国民の皆様にはさらに理解を深めていただくため、いただいた御意見も参考に、消費者庁やその他のリスク管理機関と一層緊密に連携しながら、今後もより効果的なリスクコミュニケーションとなるよう取り組みたいと考えております。

〔参考〕

○食品安全委員会

「消費者の方向け情報」

<http://www.fsc.go.jp/sonota/ippan.html>

「意見交換会開催結果」

http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html

＜厚生労働省＞

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策をはじめ、食品中の放射性物質対策や輸入食品の安全性確保など、消費者のご関心の高いテーマについて、消費者、生産者、事業者等の皆様と、多角的な情報提供や意見交換ができるよう、消費者庁及び関係省庁、地方自治体と連携して意見交換会を行っているところです。講演内容については、できるだけ参加者の要望に近い内容となるよう、参加者の割合や事前質問やアンケート等を踏まえた資料を作成しています。

さらに、広く一般消費者の方にも参加いただけるような募集方法や発言をしやすい議事進行などの運営方法について、関係省庁とともに検討していきます。

なお、制度改正に際しては、パブリックコメントにより、広く国民の皆様からご意見や情報もいただいています。

＜農林水産省＞

食品安全を担う行政機関については、農林水産省や厚生労働省が、リスク管理機関として食品の安全を確保するための規制や指導等を行う一方で、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行う機関として食品安全委員会が置かれています。

そして、リスク管理機関やリスク評価機関がそれぞれの施策を遂行する上で、消費者や事業者など関係者間、あるいは関係機関相互の意見交換や情報提供（リスクコミュニケーション）が行われており、消費者庁が、これら行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うこととされています。

省庁間の連携が不十分であるとの御指摘については、関係機関において共有し、今後より一層の連携強化に努めて参ります。

＜消費者庁＞

食品の安全性を確保するためには、リスク分析の考えの下、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションを一体として進めることが必要です。

消費者庁は、消費者行政の司令塔として、食品安全の分野においては、リスク評価機関である食品安全委員会やリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省などの行政機関の事務の調整を担っています。御提案については、今後とも引き続き改善を図り、消費者の皆様からの基礎的な質問もし易いような雰囲気づくりに努めるよういたします。これからも、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションを推進してまいります。

<参考>

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

- 食品関係業務経験者
 - ・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
 - ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方
- 食品関係研究職経験者
 - ・現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方
- 医療・教育職経験者
 - ・現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方
- その他消費者一般
 - ・上記の項目に該当しない方

食品安全モニターからの随時報告（平成25年1月～3月分）

－ 全報告（要旨）の一覧 －

<記号等の凡例>

- ・「◎」・・・関係省庁に回答を求めたもの
- ・「●」・・・関係省庁に回付を行ったもの
- ・【食安】・・・食品安全委員会事務局（情報・勧告広報課・・・【勧】、評価第一課・・・【一】、評価第二課・・・【二】）
- ・【厚】・・・厚生労働省
- ・【農】・・・農林水産省
- ・【消】・・・消費者庁
- ・【文科】・・・文部科学省
- ・受付時の報告番号・・・例「(001)」等と表記

（注）複数の分野に関係する報告を含む場合については、その報告について主たる報告と考えられる分野に分類しています。

《生食肉》

- ◎生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- ◎衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

《リスクコミュニケーション》

- 「20 か月齢以下」から「30 か月齢以下」に輸入規制を緩和する際は、科学的

な根拠を示して丁寧な説明が必要との意見。(211)【厚・農・消・食安（勸・二）】

- ◎(3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。【厚・農・消・食安（勸）】
- 「リスク」について正しく理解してもらうためには、地方自治体が行う意見交換会等に食品安全委員会から講師を派遣するような取組みを積み重ねていくことが重要であるとの意見。(215)【食安（勸）】
 - BSEに関する説明会では、説明サイドと参加者との間でコミュニケーションが取れていないと感じた。説明者は、参加者について、関係省庁の役割やリスクコミュニケーションといったものの理解が十分でない方が一般的であることを前提とした進行をすべきとの意見。(216)【厚・食安（勸）】
 - 食品安全委員会ホームページに掲載されている「食の安全ダイアル」に寄せられた質問件数があまりに少ないように感じる。良い取組みなので、もっと「食の安全ダイアル」の宣伝をすべきとの意見。(218)【食安（勸）】
 - 食品を飲食する消費者の知識向上については、行政が主体となって、学校での授業や地域社会での消費者の集まりでの教育が重要であるが、行政が作成するパンフレットなどは非常に難しいため、人気漫画や著名な解説員に協力を求めて消費者の理解・関心を引き付ける手法を求める意見。(233)【厚・消・農・食安（勸）】
 - 2月初めに厚労省と消費者庁の共催で開催された「輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会」に出席したが、事前に決まっているスケジュールに沿った、形式的なものと感じた。事前に決めたリスク管理措置の説明だけではなく、国民の理解を充分に得る努力が必要であるとの意見。(236)【厚・消】

《食品表示》

- 現在、食品表示部会では、誤差許容範囲の緩和や表示義務の拡充などについて議論されているが、それぞれ一長一短があるので、表示を複雑にするのではなく、消費者と製造者の双方にとってシンプルで分かりやすい仕組みにすべきとの意見。(202)【消】
- 健康食品では効果効能を謳うことはできないが、実際にはかなり際どい表示

- がされていることから、表示規制する基準を明確にすべきとの意見。(203)【消】
- 米や野菜の産地を偽装する事例が後を絶たない。関係省庁は監視体制の強化をすべきとの意見。(204)【消・農】
 - 高齢者にとって食品に記載されている表示は小さく見にくいので、大きく記載することを求めるもの。(207)【消】
 - 加工食品の原料原産地表示は、消費者の商品選択に役立つというメリットがあるが、一方、コスト増加による価格上昇や誤字表示による回収・廃棄の増加などのデメリットもあるということを消費者に正しく理解できるようにリスクコミュニケーションの実施を求めるもの。(210)【消】
 - 現在の食品表示は、食品衛生法、日本農林規格法などで決められているが、義務表示、任意表示等が混在しており、消費者からすると分かりにくいものとなっていることから、消費者等からの問い合わせに対応するためのワンストップ的に扱う部署の設置等を求めるもの。(217)【消】
 - 食品添加物製剤では成分及び重量%を表示することが義務付けられているが、他社に真似されないよう実際の配合割合と異なる表示をしている場合があるため、こうした不正を防ぐためには、製造現場への立ち入りをし、製造レシピと商品配合の表示整合性の確認など、踏み込んだ監視指導を行う必要があるという意見。(220)【消】
 - グルコサミンは血糖値を上げるなどの作用があることから、摂取する際の注意事項として、「糖尿病の方はあらかじめ医師に相談すること」等の表示を義務付けるべきとの意見。(221)【消】
 - 果実などでは「防かび剤」が使用されていることがあるが、店頭で使用されている表示を見かけることは少なく、果皮を食することもあるので表示義務付けるべきとの意見。(228)【消・厚・農】
 - 食品表示は、一括表示事項だけでなく、その他の表示事項も増えており、概ね小さな文字で表示されることが多いため、表示内容をロゴ化するなど、だれでも一目で理解できるような仕組みすべきとの意見。(231)【消・厚・農】
 - 対面販売では表示義務がないが、食物アレルギーがある場合を考えると加工食品の原材料等表示の義務化をするべきとの意見。(234)【消】
 - 店頭で野菜の産地表示が行われていたが、2か所の産地のものが混載されていてどこの産地が不明瞭な場合があるため、簡単なテープでも良いので産地が明確にわかるように表示させるべきとの意見。(241)【消】
 - 加工食品の保存方法の表示について、「常温で保存してください」など表示されている場合があるが、常温は25℃以下のことで、実際の流通経路では30℃を超えることも多く、適切な温度の設定と表示が必要との意見。(242)【消】
 - 特定保健食品の広告において、誤解を招く可能性がある広告がなされている

ことから、もう少し科学的根拠に基づいた広告・宣伝を行うよう指導することや消費者が誤った解釈をしないよう注意喚起を行うことを求めるもの。

(244)【消】

- 食品表示の監視指導を実質的には厚労省（保健所）や農水省（農政局）に任せており、指導判断が異なる場合があることから、食品表示の監視指導業務の組織と人員を消費者庁に一元化するべきとの意見。(247)【消・厚・農】
- 食品表示について見直しが進められているが、記載する項目が増加する一方で、本当に必要な表示が見にくくなっているため、表示事項を厳選することを求めるもの。(248)【消】
- 品質表示基準の名称表示では、基本、一般名称とされているが、一部品種名も一般的であれば可となっている場合がある。品種名だけでは判断つかない場合もあるので一般名称との併記をすることを求めるもの。(250)【消・農】

《アレルギー物質》

- 小学校の給食を食べた女兒がアナフィラキシーショックで亡くなったが、食物アレルギーをもつ児童に対して、担任がどう対応すべきかを示したマニュアルを作成し、各学校に周知すべきとの意見。(205)【文科】
- 小学校の給食でアレルギーのため死亡するという痛ましい事故があったが、今後こうした事故を防ぐためには、学校と家庭との情報共有が重要であるとの意見。(219)【文科】
- 小麦のアレルギーを持つ消費者が多くなっていることから、こうした消費者が安心して食べられる米粉食品の推奨と普及を進めるべきとの意見。(226)【農】
- 近年のさまざまな食物アレルギーによる発症例が見られるため、食材を素手で扱うことでアレルギー反応が出る場合があることを注意喚起するべきとの意見。(237)【厚・消】
- 学校給食における食品アレルギーの事故が後を絶たないが、食は厚労省、学校給食は文科省とそれぞれの役割で分けられており、両省に属さない食品安全委員会が第三者的な立場でアレルギーになる食品についてチェック項目を増やし、給食システムの構築を目指すべきとの意見。(246)【文科・厚・食安】
- 学校給食を食べて女兒が死亡するという事故が起きたが、文科省は平成20年の指針を見直し、自治体は教職員を教育するとともに、給食食材の商品情報とアレルギーを持つ子供の情報を一元的に管理するシステムを導入することを求めるもの。(258)【文科】

《食中毒》

- 病院等施設でのノロウイルス集団感染や仕出し業者の弁当で集団食中毒が発生しているが、こうした食品調理施設などに勤める職員に対して、行政側から基本的な衛生管理の教育等を求めるもの。(212)【厚】
- ノロウイルスによる集団食中毒が発生しているが、大量調理施設で食中毒を防ぐには、そうした施設に出入りする全ての人がウイルスの特性を理解し、予防に努めることが大切との意見。(222)【厚】
- デコレーション弁当が流行しているが、食材に触れる時間も長く、傷みが心配されるため、食中毒の危険性を知らせるべきとの意見。(229)【厚】
- 漬物の食中毒を発生させないために、漬物製造設備を重点監視設備に選定し、衛生管理を監視すること重要との意見。(243)【厚】
- ノロウイルスの発生に関して、感染者が10人未満の場合などは公表しないとも聞いたが、たとえ少人数でも感染者が出た場合は公表してもらいたいとの意見。(249)【厚】

《放射性物質》

- 食品中に含まれる放射性物質の検査を行い、「安全」と確認された農産物であっても、特定の都道府県によっては敬遠されている現状があることから、国は必要以上に問題視する状況にないこと等をもっと広報すべきとの意見。(208)【厚・農・消・食安（勧）】
- 被災地周辺では放射性物質の除染が進み、徐々に農産物からの検出も少なくなっているが、安全性の確保の観点から検査を継続するとともに、被災地周辺だけでなく、全国の産地で抜き打ち検査を行うことを求めるもの。(255)【厚】

《食品添加物》

- 既に許可されているカルシウム塩の使用基準と、今後許可される方向で検討されているカルシウム塩との使用基準が異なるので、整合性のある使用基準の設定をすべきとの意見。(223)【厚・食安（一）】

《BSE》

- 国産牛のBSEのリスク評価は、最新の科学的知見に基づき行われているが、散発的に発生する非定型BSEの発症原因は明確になっていない現状があるため、非定型BSEの感染・発症の科学的根拠を明らかにすることを求めるもの。(256)【食（二・勸）】

《その他》

- ブドウ糖果糖液糖を多く含む清涼飲料水を大量に摂取すると、体内では急激に血糖値が上昇し、それが糖尿病などを引き起こす可能性があることから、清涼飲料水の飲み方を注意するよう広く呼びかけるべきとの意見。(206)【消】
- 野菜や果物など主要生鮮食品に対してトレーサビリティシステムを導入していくと聞くが、それらの履歴情報としてだけでなく、国民に役立つ知識情報として提供していくべきとの意見。(213)【農】
- 各種肥料や農薬が数多く売られているが、これらの製造法や安全基準を満たしていることが分かるように、業界団体等のホームページに掲載すべきとの意見。(224)【農】
- 対面販売においては、包装された加工食品のような表示義務はなく、衛生検査も不足しているため、衛生講習や定期検査などを随時実施し、認証を与える制度を作るべきとの意見。(227)【厚】
- 中国から輸入した烏龍茶から残留基準値を超えた農薬が検出されたとして自主回収がされたが、このような基準値を超えるようなものが市場に出回る監視体制に問題があるのでその強化をすべきとの意見。(232)【厚】
- 同じ種類の魚や果物でも、国産と輸入品で風味など品質が異なる。同じ食品でも、産地条件・使用薬剤等で異なる要素があるのであれば、その情報を明示すべきとの意見。(235)【厚・農・消】
- 電磁波調理器を用いた場合の殺菌諸条件のデータが乏しく、家庭においては「あたため＝殺菌できている」と誤解されている場合も考えられることから、「レンジ調理」の公的データを提示して国民が活用できるようにすべきとの意見。(238)【厚】
- 輸入貨物に係る検疫では、すべての貨物に対して検疫が行われず、書類審査のみのものもあることから、検疫体制を強化すべきとの意見。(239)【厚・農】
- 厚労省通達で「牛の肝臓（レバ刺し）の生食を提供・販売することは禁止」されたが、保健所等の査察では食中毒の季節と年末査察しか行われていないため、一年を通して査察を行って事前に食中毒を防ぐべきとの意見。(240)【厚】
- 国内での食糧の安定供給があつての食の安全安心がある。TPPへの参加は

不可避であるが、食糧の安定供給させるため、国は農業生産者人口を増やすことや若者が農業に就業できる基盤を広げていくことを求めるもの。(245)

【農】

- 食べられる食品が廃棄されている現実があるが、こうした廃棄を減らすため、賞味期限ではなく製造年月日に戻すこと、納入期限 1/3 ルールを見直すこと、食品廃棄の届出制等を行うことを求めるもの。(251)【消】
- 厚生労働省（保健所）が行っている食品衛生監視業務が、原発事故以降、放射能検査に偏重していると感じる。食品に関して、関係省庁が検査を分散して受け持ち、食品衛生監視業務の向上を図るべきとの指摘。(252)【厚・農】
- 菓子類などには虫がつきやすく、食品衛生上問題があるため、販売店での保存・保管体制についてのマニュアル等を作成することを求めるもの。(253)【厚】
- 食品管理ではHACCPが有効と考えられるが、牛乳・乳製品でしかみられないので、他の食品に対してもHACCPを利用すべきとの指摘。(254)【厚】
- 「烏龍茶のティーパック」から残留基準値を超えた農薬が検出されたとして行政が報道発表した、販売店では店頭撤去だけでなく商品回収を行っている。相当量を毎日飲んでも問題ない数値にもかかわらず無駄な回収に繋がっているため、「報道発表」の在り方を検討すべきとの意見。(257)【厚】